

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会
開催要綱

平成31年2月

1 開催趣旨

実質賃金は、毎月勤労統計の労働者全体の水準を表す本系列において毎月公表している。

一方、平成30年1月より、「前年同月分」及び「当月分」とともに集計対象となった調査対象事業所（以下「共通事業所」という。）の賃金に係る前年同月比を公表している。

この「共通事業所」の賃金の集計値については、統計ユーザーの多様なニーズに対応するため実質賃金も示すことを求める意見がみられる一方、実質賃金を示すためには「共通事業所」の集計値の特性に起因する課題など様々な論点が存在する。

このため、毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる様々な論点について、統計的な観点からの専門家による検討の場を設け、課題を整理することとする。

2 検討事項

以下の事項を中心に検討する。

- (1) 「本系列」と比較した「共通事業所」の集計値の特性
- (2) 「共通事業所」の賃金の集計値の指数化をめぐる論点
- (3) 「共通事業所」の賃金の対前年同月比の実質化をめぐる論点

3 構成員

構成員は別紙のとおりとする。

4 運営等

(1) 検討会は、政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）が別紙の有識者の参集を求めて開催する。

(2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。

(3) 検討会には座長代理を置くことができる。

座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

(4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。

- (5) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (6) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (7) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (8) 検討会の庶務は、政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）付参事官付統計企画調整室及び雇用・賃金福祉統計室において行う。
- (9) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会構成員

石 原 真三子	武蔵野大学経済学部教授
稲 葉 由 之	明星大学経済学部教授
今 野 浩一郎	学習院大学名誉教授
神 林 龍	一橋大学経済研究所教授
樋 田 勉	獨協大学経済学部教授
野 口 晴 子	早稲田大学政治経済学術院教授
山 田 久	日本総合研究所理事/主席研究員